

周南市鳥獣被害防止施設等整備事業の事業内容

実施主体	補助率	施設区分	施設の種類	基準単価		採択基準
生産組織 集落組織 その他市長が特に適当と認める者(2戸以上の農家または地形的・社会的要因により2戸以上が困難な場合は1戸でも可)	1/2以内 (千円未満切捨て)	イノシシ	トタン板	トタン板	450 円/m	(1) 野生鳥獣による被害状況から判断して、被害防止施設の設置が必要と認める地域であること。 (2) 被害防止施設の設置、管理が、主体的かつ組織的に行なわれること。 (3) 同一設置場所において、同時に2種類以上施設設置の場合、補助対象施設は1種類のみとする。ただし、施設区分がサルの場合においては、電気柵及びフェンス等を組み合わせた設置を認めるものとし、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。 (4) 同一設置場所において、事業実施後、5年以内の再申請、施設の追加申請は認められない。
			電気柵	電気柵	450 円/m	
			フェンス等	(リ-ラ-パ° 柵) フェンス等	(650 円/m) 550 円/m	
		サル	電気柵 フェンス等	電気柵 フェンス等	2,000 円/m 1,700 円/m	
		クマ	電気柵 フェンス等	電気柵 フェンス等	2,000 円/m 1,000 円/m	
		鳥類	防鳥ネット (防鳥ネット保護のための防風ネット整備も含む)	防鳥ネット	150 円/m ²	